

2011.02.18：平成23年 健康福祉委員会

○健康生きがい部長

おはようございます。16日の委員会に引き続きまして、2日目の委員会でございます。16日はどうもありがとうございました。16日にまだ終わってございません報告事項といたしまして3件、あと議題といたしまして陳情、請願が1件ずつございます。よろしくお願いいたします。

○委員長

それでは、報告事項に入ります。

初めに、板橋区バリアフリー総合計画〔重点施策（後期）〕（案）について、理事者より説明願います。

○障がい者福祉課長

おはようございます。

資料6-1と6-2をごらんください。

板橋区バリアフリー総合計画は、平成15年度から平成27年度までを前期、中期、後期の3つの期間に分けて施策を行うこととしております。来年度からの重点施策（後期）の計画の策定状況についてご報告をさせていただきます。

資料6-1は、1ページ目といたしますが、表面のほうがバリアフリー総合計画の概要になっております。裏をめくっていただきまして、2ページ目のほうが現在、策定中の重点施策（後期）の概要となっております。

それでは、1ページ目のほうにお戻りいただければと思います。

項目の（1）と（2）をごらんください。

バリアフリー総合計画策定の目的、根拠についてでございます。板橋区バリアフリー推進条例第7条の「区長は、バリアフリーに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために基本となる計画（総合計画）を定めるものとする」に基づきまして、すべての区民が基本的人権を尊重され、自由に行動し、社会参加できるよう、区と区民及び事業者がそれぞれの責務を果たすとともに、協働でバリアフリーの総合的な推進を図り、バリアフリーに関する施策等を総合的かつ計画的に推進することを目的に計画を策定しているものでございます。

（3）をごらんください。

総合計画の位置づけは2点ございまして、1点目が板橋区におけるバリアフリーの推進の基本となる計画とするということ、そして2点目が板橋区基本計画やNo.1プラン等を踏まえ、バリアフリー関連計画との整合性を図ることとなっております。

(4) をごらんください。

総合計画の理念・基本目標及び基本方針についてでございます。1)のすべての区民が自由に行動し、社会参加できるまち板橋という基本理念のもと、2)の基本目標、3)の基本方針、それぞれ5つ掲げております。

これらに基づきまして、(5)になりますが、前期、中期、後期と施策を実施していく計画というものになっております。

2ページ目をごらんいただければと存じます。

重点施策(後期)の策定状況についてでございます。本日、6-2の資料でお示ししております計画案について、この計画案につきましては、下のほうの(3)(4)の検討経緯、策定経過のもと作成したものを示しているものでございます。バリアフリー推進協議会、バリアフリー推進本部等で検討を重ねてきたものが、本日ごらんいただいている計画案でございます。

(1) をごらんいただければと存じます。

重点施策(後期)の策定に当たりましては、すべての区民を対象としていることをより明確化するために、サブタイトルとして「バリアフリーからユニバーサルデザインへ」というものを追加しまして、重点施策体系に盛り込んだものでございます。

(2) をごらんください。

このバリアフリー総合計画[重点施策(後期)]の構成についてでございます。後期の計画案は第1章から第7章までで構成されております。こちら計画案につきましては、お手元の資料6-2のほうをあわせて今からご参照いただければと存じます。

それでは、6-2のほうの3ページ目をお開きいただければと存じます。

まず、第1章につきましては、3つの項目から成っております。第1章の1つ目の項目、はじめにつきましては、国、東京都、板橋区との間の状況についての記述をしたものとなっております。

それから、そのページの下の方の項目の2番、社会情勢の変化の部分につきましては、この部分については5年前との比較についての記述をさせていただいている部分ということになります。

それから、おめくりいただきまして、4ページ目からが3つ目の項目になっておりまして、こちらの部分では、バリアフリー、ユニバーサルデザインに関する動向を表にまとめたものとなっております。

6ページをお開きいただければと存じます。

第2章についてでございます。第2章バリアフリー総合計画におけるこの重点施策(後期)の位置づけについてでございます。こちらの部分は、4つの項目から成っておりまして、まず1つ目の項目がバリアフリー総合計画と関連する法律及び計画の位置づけについての部分となっております。

それから、7ページ目をごらんいただければと存じます。

2つ目の項目が、バリアフリー総合計画とこの前期、中期、後期の各重点施策との関係について述べさせていただいた部分でございます。

それから、中段からが項目の3番目、基本理念ということで、こちらは先ほどご説明させていただいた部分でございます。

8ページ目をごらんいただければと存じます。

項目の4番目で、5つの基本方針、こちらも先ほどごらんいただいたものですが、5つの基本方針について記述させていただいている部分でございます。

10ページをお開きいただければと存じます。

第3章についての記述でございます。こちらはバリアフリー総合計画では、具体的目標が5つ設定されております。この5つの具体的目標につきまして、前期、中期における取り組みの状況と、後期の課題を記述した部分となっております。

この5つの具体的目標の中の2番、10ページから11ページにかけてですが、項目の2番目の多様な交通機関を活用した（仮称）STS・移送サービスの充実、この目標の中では、11ページの上から6行目、7行目あたりになるのですが、福祉移動支援センターすいっとの事業につきましては、期限つき事業のため、今年度、平成22年度末での終了ということとさせていただくことも記述をしております。

それから、14ページをお開きいただければと存じます。

こちら第4章では、この重点施策（後期）の策定に当たっての区の考え方を、こちら4項目でお示したものです。そのうち、15ページの中段からの項目の2番目、区民参加の仕組みづくり、こちらの項目につきましては、昨年10月の本委員会で、高島平温水プールの開所に関しまして、区民参加の仕組みづくりの陳情につきまして、本委員会で採択されたことをバリアフリー推進協議会にご報告しまして、この後期計画の中に反映した部分でございます。

これら第1章から第4章のもと、後期に実施する施策につきまして、その体系をあらわしたものが、17ページからの第5章の部分になります。さらに、この体系からさらに具体的な各施策につきましては、22ページからの第6章でお示しをさせていただいております。

また、今回この後期計画を策定しているわけですが、その前の現在今年度までの中期計画の実績評価の部分につきましては、30ページからの第7章のところ記述をさせていただいております。

以上がこの後期計画の構成、内容ということでございます。

今後の予定につきましては、現在、2月5日から2月18日まで、本日までパブコメを実施しております。その結果とこの本日の委員会でご審議いただいた結果を踏まえまして、3月9日のバリアフリー推進協議会にその状況をご報告しまして、また検討していただいた後、3月23日の経営戦略会議で決定していただければというふうに考えております。

報告については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長

ただいまの説明に質疑のある方は挙手願います。

○はぎわら洋一

おはようございます。

内容が大きいんですけども、僕の関係していたというか、自分は土木の設計管理というか、ずっとそういうことをやっていたものですから、昭和43年に話はずっといくんですけども、そのときの建設省の設計基準というのは、大型車が走るところ、人道、車、その場合は25センチ段差をつけなさい、こういう設計基準だったのね。どんどん段差をつけなさい、分離していく。一番わかりやすい話すると、一里塚という、17号線に一里塚があるよね。それで、高島平に、そのころは僕は一里塚は知らないんだけど、団地をつくるために、ダンプトラックがぼんぼんあそこを通る。信号をおじいちゃん、おばあちゃん、若者も通れなくなって、それで歩道橋をつくりなさいとみんなが陳情して歩道橋をつくった。それが40年たって、歩道橋を一里塚1か月はかってみたら、1か月で7人、9人と言ったかな、渡っているのは。もう邪魔だからどけてくれと。当時は危なくて渡れないと。歩道橋をつくってくれというふうに言ってつくった。それで、40年たって、その地域の人たちが、もう要らないからどけてくれと、全部価値観が変わりましたよね。

ユニバーサルデザインというのは、まさにそういうところできたんだと思うんですけども、そこにまたお年寄りや車いすや、そういう方もすべて自由に行けるように、「障害」の2字を取ってしまったというふうには僕は聞いているんですけども、何が言いたいかというと、区民が基本的人権を尊重されるという、この一番初めの部分ね。これがユネスコの人権の部分にいくわけですよ。そうだと思うんだ。僕はそういう指導を受けたので、そういうことを言うんですけども、王地に生まれただけでも、身をば従えたてまつれども心をば従えたてまつらずという、マンデラさんが27年間牢屋にいても、その精神というものは、開放されて大統領になるじゃない。そこまで僕なんかはその精神が強くないからできないんだけど、でもそういう、大学へ行った人は大学へ行かなかった人のためにあるんだと。役所にいる人たちは役所に入れなかった区民の人たちのためにあるんだという、そういう部分。心をきちっとそういう部分に置いて、それでこのバリ

アフリーだとか、総合計画を推進してもらいたいという、そういう気持ちは僕はあるんです。それは初めにちょっと言っておきたいということをするんですけども。

それで、この人権が尊重されますよね。区民が基本的人権を尊重されという部分で、こういう部分が、バリアフリーの話し合いをされると思うんだけども、どこまで徹底されているのかというのをちょっと聞きたいのよ。

○障がい者福祉課長

6-1の資料の裏面の項目の2の(3)のところで、検討経緯ということで、こちらのバリアフリー推進協議会には、さまざまな立場の方にご参加いただいております。

すべての区民の方の基本的人権というお話がございました。バリアフリーといいますが、障がいがおありの方、高齢者の方、子育て世代の方、さまざまな方から見て、この区の状況についていろいろご意見をいただいて、すべての方の移動の権利というんでしょうか、こういう基本的人権が確保されるようにということで、協議会のほうで議論のほうを重ねてきていただいているというところでございます。

○はぎわら洋一

話がちょっとでか過ぎるので、そういう部分をきちっと置いて、設計でも話し合いでも、当然だから高島平のプールの話だとか、いろんな部分もあったと思うんだけども、それはお金がつかないから、なかなかおいてきぼりになっていく部分もあると思うんだけども、それを包含してそれで推進していく。だから、障がいのある方もない方も当然入っていただいて、意見をよく聞いて、どんどん調整していくということが大事なのかなと。ちょっとこれは僕の気持ちなんですけど。それだけちょっと1点。終わりです。

○健康推進課長

それでは、健康福祉委員会関係の組織改正についてご報告いたします。

まず、健康生きがい部関係でございます。

こちらに改正前、改正後の組織図が載っておりますが、まず生きがい推進課にシニア活動センター準備担当係長の新設を行います。これにつきましては、No.1実現プラン2015の重点戦

略事業であります平成25年度開設予定の（仮称）シニア活動センターの開設準備と、その中に
入居いたします各施設との調整を進めるため設置をするものでございます。

続きまして、下のほうでございますが、おとしより保健福祉センターに地域ケア担当係長を新
設いたします。こちらもNo.1実現プラン2015の重点戦略である地域ケア推進体制の構築と地
域包括支援センターの拡充について、総合的に検討を進めるため設置をするものでござい
ます。

以上でございます。

○福祉部管理課長

それでは、福祉部関係の組織改正でございます。

福祉部では、福祉事務所のほうで組織改正がございます。

まず、板橋福祉事務所でございます。板橋福祉事務所に自立支援係を設置いたします。これは
急増している生活保護受給者への自立支援を促進するため、板橋福祉事務所に自立支援係を設
置するものでございます。就労意欲のある者への支援を強化するほか、就労意欲の喚起や多重債務
等複雑な要因が絡んだ生活保護受給者への就労支援についても、体制を整備いたします。

また、ひとり親家庭への自立支援プログラムを作成し、自立に向けたコーディネート体制を確
立いたします。これにあわせて現在、子ども政策課が所管している自立支援教育訓練給付金及び
高等技能訓練促進事業に関する事務は福祉事務所へ移管し、自立支援係の所管といたします。

続きまして、赤塚福祉事務所と志村福祉事務所に保護第六係を設置いたします。これは生活保
護世帯の急激な増加に伴い、適正な指導、管理体制を確保するため、赤塚福祉事務所と志村福祉
事務所に保護第六係を設置するものでございます。

以上でございます。

○委員長

ただいまの説明に質疑のある方は挙手を願います。

○はぎわら洋一

すみません、1点だけ。自立支援の関係で、テレビで、ずっと僕は見ていたわけじゃないんだ
けど、嵐の二宮和也君が「フリーター、家を買う。」というのがあったでしょう。仕事センター
に行って相談して、仕事して1週間行って、また首になったら、またその仕事センターに戻っ
てきて、また次相談してという、そういうテレビドラマだったの。あんなのはないよと言ったんだ

けど、実は東京しごとセンターってあるんだけど、板橋区でそういうこの自立支援センター、これやると思うんだけど、そのくらいサポート、ベクトルを同じ方向に向けたような、こういう感じでやっていただきたいと思うんだけど、その辺はいかがでしょうか。

○板橋福祉事務所長

仕事を見つけることのサポートということになりますけども、そうしますとやはりどうしても職業紹介といったような形をセットで持っていないと、なかなか難しいという部分がございます。板橋区単体でもって、そういった職業紹介を含めたシステムをつくるというよりは、各福祉事務所にいる就労支援相談員を通じまして、そういったしごとセンターなり、ハローワークなりと連携をしていって、つなげていくという形で対応してきたいというふうに考えてございます。

今回、自立支援係につきましては、区の事務改善委員会の中で就労支援ということと、就労意欲の喚起も含めてどういう体制で進めていけばいいのかということと、この係で検討しなさいということが課題として投げかけられておりますので、その中で検討していきたいというふうに思っております。

○はぎわら洋一

大体ハローワークに行くと、どういうところが見つかった、上から目線というか、そうじゃなくて、今言うようにそういう形でちょっと努力して、丁寧にやってもらいたいなという。僕のところ結構相談が来るものですから、よろしくお願ひしたいと思います。お願ひです。

○委員長

それでは、議題に入ります。

初めに、請願第7号 後期高齢者医療制度の即時廃止を求める請願を議題といたします。

請願の朗読を省略し、理事者より現状について説明願ひます。

○後期高齢医療制度課長事務取扱健康生きがい部参事

それでは、請願第7号 後期高齢者医療制度の即時廃止を求める請願のご説明をいたします。
項目といたしましては、後期高齢者医療制度の即時廃止を求める意見書を政府に提出すること
1項でございます。

現状でございます。

まず第1に、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療制度は、平成20年4
月から開始されてございます。また、保険料の軽減措置、年金天引きと口座振替の選択制の導入、
後期高齢者に特化した診療項目の削除等、さまざまな見直しが行われてございます。

現政権はマニフェストにおきまして、制度廃止を明言しており、平成22年12月に厚生労働大
臣主催の高齢者医療制度改革会議が新制度の最終案をまとめてございます。

この新制度の概要でございますけれども、まず第1点といたしましては、75歳以上の高齢者約
1,400万人のうち約1,200万人が国民健康保険に移行し、残りの200万人が被保険者保険に移
行するということになってございます。

第2点目といたしましては、75歳以上の国保は市町村から都道府県に運営主体を変更します。
将来的には全年齢で変更するということになってございます。

3点目といたしましては、70から74歳の窓口負担を1割から2割に引き上げる。

4点目といたしましては、支援金の算定基準を加入者数から総年収に変更する見込みでござい
ます。こうなりますと、現役世代の大企業社員や公務員の保険料が上がるということが見込まれ
てございます。75歳以上の保険料の伸びが抑制される一方、低所得者向けの軽減措置は段階的
に縮小されるということになってございます。

厚生労働省が示している今後の予定でございますけれども、通常国会に法案提出、その後法案成
立、その後の2年間の準備期間を経まして、平成26年3月以降、新制度になるということでご
ざいます。厚生労働省は、当初25年3月を予定してございましたけれども、実施時期を延ばす方
針を23年1月に表明してございます。

以上です。

○委員長

本件に対する理事者への質疑並びに委員間の討論の方は挙手願います。

なお、請願第7号 後期高齢者医療制度の即時廃止を求める請願に、追加署名が476名あり
ましたので、ご報告をいたします。

○松岡しげゆき はぎわら洋一

この請願を見ますと、即時廃止ということで、次にどうするのかということが、ちょっと見えないところだと思います。この文言からですね。

今、かなざき委員のほうからありました、老健に戻すべきだという意見がある。片や今の政権が新しい制度を持っていこうとしているという問題がある。両方問題があった。なぜ老健を廃止したのかというのは、もう市区町村が財政負担に耐えられないというような問題があって、広域化という問題があったと思います。それを切り分けたことが、いい悪いは別として、財政負担のふえる、医療負担の、高額医療のふえる人たちの世代を広域負担にしていこうという一つの方法として、後期高齢者の制度を入れたということは、私は理解しております。それがいい悪いはまた別の話です。いろんな意見がございます。

今度は老健に戻せば、またその問題は引っかけらなきゃいけない。じゃ、かなざき委員がおっしゃるようなことの解決策は、その市区町村の負担を一般会計からの繰り入れ負担を国が是正すれば、それは老健制度も成り立つと思いますけど、それがなかなかそうもいかない。じゃ、今度新たな民主党政権がそういうことをやったとしても、今度は今までの方たちが国保に戻ってきて、国保の広域負担という広域化ということが起きてくると。そうすると、今までの市区町村だけでは、この人たちを受け入れても、もとに戻るだけですから、広域化せざるを得ない。そうすると、都道府県単位が今、知事さんたちも、今のままの国が何もしないで、負担ばかりを押しつけてくるのに対しては反対をするということで、まだまだ全然どちらに行っても大変厳しい状況にある。

結論は1つなんです。国が負担をふやせばいい。それは見えているんですけど、国はなかなかそうはいかない。どの政権もですね。そこら辺の問題があると思いますので、ここの陳情のやめてください。やめてくださいというのは、だれだって言えると思うんですよ。どうしていただきたいということが、この中に載っていないのが、私は残念なんです。老健に戻してほしいと言っているのか、それとも今のを早くやめて、新しい政権のそういう制度を早く取り入れてほしいと言っているのか、そこら辺が見えないところが、私はちょっとここは疑問なんです。これは請願者に対して、そういう話をきちんと聞いていただきたいと思うんですけども、それはいかがでしょうか。

○委員長

以上で意見を終了いたします。

これより表決を行います。

請願第7号 後期高齢者医療制度の即時廃止を求める請願を採択することに賛成の方は挙手願います。

賛成少数（2－6）

○委員長

次に、陳情第214号 低所得者が入所できる特別養護老人ホーム建設に関する陳情を議題といたします。

陳情の朗読を省略し、理事者より現状について説明願います。

○介護保険課長

では、低所得者が入所できる特別養護老人ホームの建設に関する陳情についてご説明申し上げます。

陳情の趣旨は、低所得者が入所できる区営の特別養護老人ホームの増設を求めるというものでございます。

この間、特別養護老人ホームについては、たびたびご説明をまいりましたが、平成23年2月現在、板橋区内には12か所の特別養護老人ホームが開設されており、定員は1,175名となっております。また、平成24年度には、2施設174名の定員増が予定されております。

特別養護老人ホームの経費につきましては、区立でも民営でも基本的には同じものでございます。ただし、ユニット型施設につきましては、多床室に比べて居住費の負担等が大きいということも確かにございます。ただ、それにつきましては、所得に応じて食費や居住費の軽減制度というのもございます。また、実際の入居者の方につきましても、所得段階1から3段階、非課税世帯の方で8割の方が占めており、低所得者への対応はなされているというふうに考えております。

国といたしましても、低所得の方に配慮し、ユニット型での施設整備の方針を変更し、新規の施設についても、多床室を一定の割合で認める方向となってきております。また、2月9日の新聞報道によりますと、厚生労働省は生活保護受給者に対して特別養護老人ホームの個室に入居できるように、居住費等を助成するというようなことも検討しているようでございます。

区といたしましては、これまでもご説明しているとおり、特別養護老人ホームにつきましては、板橋区と東京都の施設整備に補助金等を活用し、介護保険の事業計画に基づいて、民間の事業者による施設整備を推進しており、区立での特別養護老人ホームの整備というのは、計画はしておりません。第五次の計画策定に向けてニーズ調査を実施し、公有地の活用を含めて計画的な整備を進めていきたいというふうに考えております。

今後さらなる高齢化が進むことは明らかで、特別養護老人ホームの整備を進めるとともに、地域密着型の施設整備など地域包括ケアの整備体制を推進してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○委員長

本件に対する理事者への質疑並びに委員間の討論のある方は挙手願います。

○はぎわら洋一

すみません、ちょっと確認したいんですけど、地域包括支援センターとかそういうものとか、あと特別養護老人ホーム174床、ことしまたプラスになるんですけど。ちょっと確認を。

○介護保険課長

ご説明しますと、特別養護老人ホームの増設については、平成24年度に予定してございます。

○はぎわら洋一

それともう一つ、地域包括支援センターで高齢者等の、その地域包括支援センターが具体的に計画に入っているという予定みたいのがありますか。

○おとしより保健福祉センター所長

これ特養ホームの整備計画に関するものなので、直接は地域包括支援センターの整備とはかかわらないものなのですが、先日の委員会でも申し上げましたように、今後、生活圏域、また地域のコミュニティーの圏域にあわせてふやしていくという計画はございます。

○委員長

以上で意見を終了いたします。

陳情第214号 低所得者が入所できる特別養護老人ホーム建設に関する陳情につきましては、なお審査を継続すべきとの発言と表決を行うべきとの意見がありますので、最初に継続審査についてお諮りいたします。

陳情第214号を継続審査とすることに賛成の方は挙手願います。

賛成多数（6－2）

○委員長

賛成多数と認めます。

よって、陳情第214号は継続審査とすることに決定をいたしました。
